

定 款

一般社団法人ぐんま食品リサイクルすまいる一ふ協議会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人ぐんま食品リサイクルすまいる一歩協議会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を群馬県高崎市に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、持続可能な循環型社会を実現するため、利根川流域を中心とした食品リサイクルループを構築し、次世代のための食育活動と地域経済活性化のための地産地消の仕組み及び地域ブランドづくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 食品リサイクルに関する調査、研究及び情報の収集・提供
2. 食品リサイクルに関する講習会、研修会及びセミナー・シンポジウム等各種イベントの開催
3. 食品リサイクルに関するテーマを中心とした食育活動
4. 食品リサイクルに関する出版物等の制作及び発行
5. 食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の管理・推進
6. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 5 条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人は、その目的に賛同する個人又は法人であって、次条の規定により入社した社員をもって構成する。

(入 社)

第 7 条 この法人の社員になろうとする者は、既存の社員 2 名の推薦を得て入社申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 8 条 この法人の事業活動における経費に充てるため、社員は、社員総会において別に定める会費を納める義務を負う。

(社員の資格喪失)

第 9 条 社員は、次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
3. 死亡し、又は解散したとき。
4. 除名されたとき。
5. 他の社員全員の同意があったとき。

(退 社)

第 10 条 社員は、いつでも退社届を提出して退社することができる。ただし、1 か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第 11 条 社員が次の各号の一に該当したときは、社員総会の決議によりこれを除名することができる。

1. 定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を毀損し、又はその目的に反する行為をしたとき。
3. その他、除名すべき正当な理由があるとき。

第 3 章 社員総会

(構 成)

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事及び監事の選任及び解任
3. 理事及び監事の報酬等の額
4. 計算書類の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他、社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開 催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

第 15 条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が行う。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。ただし、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他、法令で定められた事項

(議決権)

第 17 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権を有する。

(議 長)

第 18 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役 員

(設 置)

第 20 条 この法人には、役員として理事3名以上、監事1名以上を置く。
2 理事のうち1名を代表理事とし、これを会長とする。
3 理事のうち3名以内を副会長、1名を事務局長、若干名を専務理事又は常務理事とすることができる。

(選 任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2 会長、副会長、事務局長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

(解 任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理 事 会

(構 成)

第 27 条 この法人には、理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。
1. この法人の業務執行の決定
2. 理事の職務執行の監督
3. 会長、副会長、事務局長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
4. この法人の運営等に関して必要となる規程の制定

(招集及び議長)

第 29 条 理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、当該理事会において議長を選出する。
2 理事会の招集通知は、会日より3日前までに各理事及び各監事に対して発する。
3 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決 議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、一

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに記名押印する。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算等)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第35条 この法人が解散したときは、社員総会の決議をもって残余財産を次のいずれかの法人に贈与するものとする。

1. 国又は地方公共団体

2. 公益社団法人又は公益財団法人
3. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

第7章 補 則

(規程への委任)

第 36 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営等に関して必要となる事項については、別途、規程を置く。

2 前項の規程は、理事会がこれを定める。

(法令の準拠)

第 37 条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。